

東京都立高等学校等における給付型奨学金の支給に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	東京都
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	東京都立高等学校等における給付型奨学金の支給に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	151	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年東京都条例第111号）別表第1の11の項 東京都立高等学校等における給付型奨学金の支給に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条	東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第1条、東京都立特別支援学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p><b>第1条</b>          この法律は、（高等学校等の生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって（教育の機会均等）に寄与することを目的とする。</p>	<p><b>第1条</b>          この要綱は、（東京都立高等学校等に在学する生徒（以下「生徒」という。））が家庭の経済状況にかかわらず、自ら望む教育活動を選択可能とし、（生徒の主体的な教育活動への参加機会を確保）するため、給付型奨学金（以下「給付金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。第1条          この要綱は、（特別支援学校の高等部に在学する生徒（以下「生徒」という。））が家庭の経済状況にかかわらず、自ら望む教育活動を選択可能とし、（生徒の主体的な教育活動への参加機会を確保）するため、給付型奨学金（以下「給付金」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱（平成29年東京都教育長決定）東京都立特別支援学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱（平成29年東京都教育長決定）</p>

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号	東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第4条東京都立特別支援学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第4条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	給付型奨学金に係る受給資格認定の可否の審査に関する事務

### 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号イ	東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第4条東京都立特別支援学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

### 利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ハ	東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第4条東京都立特別支援学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第4条
-------	-----------------------	--

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

### 利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ニ	東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第3条 東京都立特別支援学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

### 届出情報

届出日	2026年01月05日
独自利用事務の対象者	保護者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2022年03月31日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	3
保護評価書の名称	東京都立学校等給付型奨学金事業に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A&amp;ev_name=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E7%AB%8B%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%AD%89%E7%B5%A6%E4%BB%98%E5%9E%8B%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91%E4%BA%8B%E6%A5%AD&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=4&amp;opn_date_from_month=3&amp;opn_date_from_day=9&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=99&amp;opn_date_to_month=6&amp;opn_date_to_day=9&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A&amp;ev_name=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E7%AB%8B%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%AD%89%E7%B5%A6%E4%BB%98%E5%9E%8B%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91%E4%BA%8B%E6%A5%AD&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=4&amp;opn_date_from_month=3&amp;opn_date_from_day=9&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=99&amp;opn_date_to_month=6&amp;opn_date_to_day=9&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2</a>
委任関係	